

憲法 25 条は第 1 項で「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と国民の生存権を保障し、第 2 項では「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」と国の責務を定めています。

しかし、生活を守るべき制度が餓死者を生み(生活保護申請拒否)、人をケアすべき制度が殺人を起こし(介護殺人)、命を守るべき制度が命を奪う(国保資格証での死亡)、これが今の日本の社会保障制度の実態です。お金が無ければ制度から排除され、負担増と給付抑制で国民収奪の制度に変えられていると言っても過言ではありません。労働者派遣法など労働法制の改悪による雇用破壊と共に、社会保障の削減は格差と貧困を大きく拡大させた要因です。

1950 年の社会保障制度審議会の勧告は、憲法第 25 条を解説して『国民に生存権があり、国家には生活保障の義務があるという意である。これは我が国も世界の最も新しい民主主義の理念に立つことであって、これにより、旧憲法に比べて国家の責任は著しく重くなった』と述べています。

また、社会保障制度について『社会保障制度とは、疾病、負傷、分娩、廃疾、死亡、老齢、失業、多子、その他困窮の原因に対し、保険的方法または直接公の負担において経済保障の途を講じ、生活困窮に陥った者に対しては、国家扶助によって、最低限度の生活を保障するとともに、公衆衛生および社会福祉の向上をはかり、もってすべての国民が文化的社会の成員たるに値する生活を営むことができるようにすることをいう。』と規定しています。

つまり、第 2 次大戦後、近代的民主主義国家、文化国家の仲間入りをした日本の社会保障制度のあり方は、身体や生活上の危険が起きても安心して暮らせるよう社会的に最低限度の生活を保障する制度であり、全ての国民に文化的社会の一員にふさわしい生活を保障する制度でなければならない、ということです。

日本社会事業大学名誉教授の小川政亮氏は、「人間の尊厳、平等の実質化としての社会保障の権利を真に確立していかなければならない」と述べています。社会保障とは「全ての人が人間としての尊厳を持って生きられること」を保障するもので、必要な人は誰でも享受できる制度であるべきではないでしょうか。

社会保障というと、ともすれば障害者や生活困窮者など「弱い人や困っている人を助ける制度」、「セーフティーネット」と狭く理解されがちですが、「ナショナルミニマム(最低生活保障)」、「人権としての社会保障」など、その捉え方も発展しています。したがって、社会保障とは医療、国保、介護、年金、生活保護、福祉、保育、雇用、住宅など多岐にわたります。

同じ資本主義国でもヨーロッパなどに比べて日本の制度は貧弱です。カナダや欧州では多くの国が医療費(窓口負担)は無料で、年金の受給資格要件も短く最低保障年金制度も確立しています。フランスには「失業の権利」さえあり 3 年間の生活保障で失業者が劣悪な労働に流れるのを防いでいるそう

です。日本の雇用保険(対象はわずか20%強、給付期間は1年未満、支給額は1日7,000円前後と低額)とは雲泥の差です。

日本は500兆円を超えるGDPを持ちながら社会保障支出の割合が諸外国よりも低く、特に企業負担が低いのが特徴で、ここに大きな問題があります。細かい財源論は割愛しますが、消費税増税による社会保障の拡充は十分可能です。財政の“無駄を省く”ことも大事ですが、削減すべき軍事費などは聖域扱いとされています。“無駄”を理由に国民サービスの切り捨てが行なわれている実態こそ、注視しなければなりません。応能負担の原則に基づき、莫大な利益や所得を得ている大企業や高額所得者には行過ぎた減税や優遇措置はやめて、応分な税と保険料等の負担を求める公平で民主的な税制を確立すれば、税収確保は可能です。(下記の資料参照)

なお、消費税についてですが、輸出大企業には消費税の還付金があり、現行税率で1兆円超(上位10社の合計)となっています。税率が2倍になれば還付額も2倍に跳ね上がります。また、社会保障の財源を全て税(庶民増税)に求めるという議論の本質は、企業の社会保険料負担を「ゼロ」にすることが目的であることを見なくてはなりません。合わせて、消費税は低所得者ほど税負担の割合が重くなる逆進的税制のため、年収200万円以下のワーキングプアが1300万人を超える事態の中で社会保障の財源を消費税に求めた場合、社会保障の拡充と消費税率の引き上げが連動するため、より強く社会保障を必要とする低所得者や生活困窮者ほど、より税負担が重くなるという事態を生みかねません。様々な税制がある中で、なぜ「財源論」=「消費税」となるのかをしっかりと見抜くことが必要です。

(1) 国内総生産・国民総所得の国際比較

国の国内総生産順位リスト(MER)上位10位
単位:百万米ドル

順位	国名	GDP
1	アメリカ合衆国	12,438,873
2	日本	4,799,061
3	ドイツ	2,906,658
4	イギリス	2,295,039
5	フランス	2,216,273
6	中華人民共和国	1,843,117
7	イタリア	1,836,407
8	スペイン	1,120,312
9	カナダ	1,098,446
10	ロシア	755,437

IMFのReport for Selected Countries and Subjects(2005年)

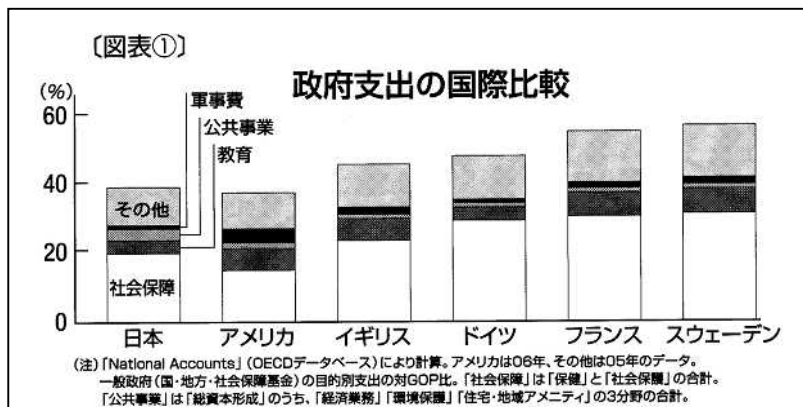
国民総所得(GNI)の高い国

単位:ドル

順位	国名	国民総所得
1	アメリカ合衆国	12兆9,695億
2	日本	4兆9,882億
3	ドイツ	2兆8,523億
4	中華人民共和国	2兆2,638億
5	イギリス	2兆2,637億
6	フランス	2兆1,777億
7	イタリア	1兆7,249億
8	スペイン	1兆1,001億
9	カナダ	1兆0,519億
10	インド	7,930億

(出典:世界銀行アトラスメソッド Atlas method 2005年)

(2) 政府支出の国際比較



(3) 社会保障財源の対 GDP 比

社会保障財源の対GDP比

国	年	対GDP比
日本	2002年	18.0%
アメリカ	1995年	18.3%
イギリス	2000年	27.7%
ドイツ	2000年	30.3%
フランス	2000年	30.4%
スウェーデン	2000年	34.7%

出所 厚労省 資料「税・保険料について」(05.6.9)より

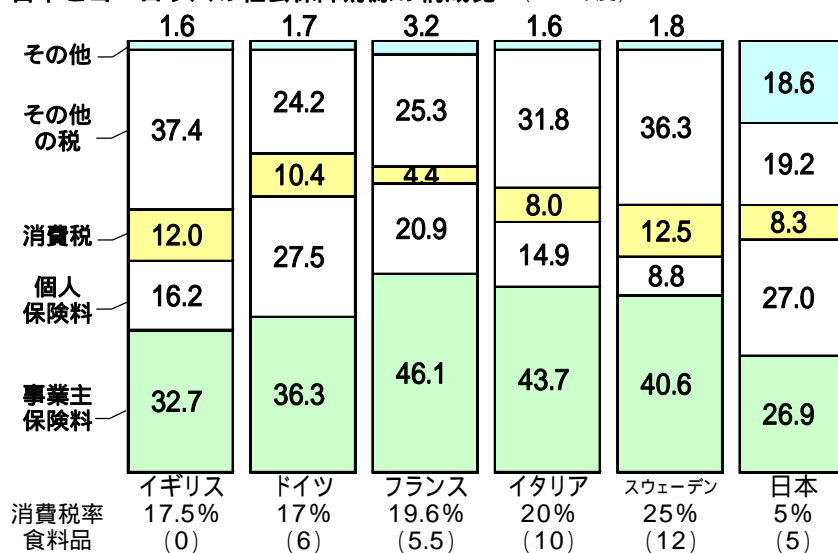
国庫・企業負担(社会保障財源)の対GDP比

	日本 (2002年)	ドイツ (2000年)	イギリス (2000年)	フランス (2000年)	スウェーデン (2000年)
公費	5.4%	9.9%	13.0%	9.3%	16.2%
事業主	5.7%	11.2%	8.4%	14.0%	13.8%
合計	11.1%	21.1%	21.4%	23.3%	30.0%

出所 厚労省 資料「税・保険料について」(05.6.9)より

(4) 日本とヨーロッパの社会保障財源の構成比

日本とヨーロッパの社会保障財源の構成比 (2003年度)



ユーロスタット「社会保障費統計」、国立社会保障・人口問題研究所「社会保障給付費」などによる日本については、政府のいう消費税の「福祉目的化」を前提として計算している。日本の「その他」は年金積立の運用収入など

(5) 所得税の最高税率と段階区分の推移

所得税の最高税率と段階区分の推移

年	税率	段階区分
1984年	70% (課税所得8,000万円超)	15
87年	60% (課税所得5,000万円超)	12
89年	50% (課税所得2,000万円超)	5
95年	50% (課税所得3,000万円超)	5
99年	37% (課税所得1,800万円超)	4
2007年	40% (課税所得1800万円超)	6

住民税のフラット化に伴う引き上げ

(6) 大企業の法人税の推移

大企業の法人税の推移

年	税率
1984年	43.3%
87年	42.0%
89年	40.0%
90年	37.5%
98年	34.5%
99年	30.0%

(7) 消費税還付金上位 10 社

2007年分 消費税還付金上位10社 (単位: 億円)

順位	会社名	年間還付金額
1	トヨタ自動車	3,219
2	ソニー	1,587
3	本田技研工業	1,200
4	日産自動車	1,035
5	キヤノン	990
6	マツダ	803
7	松下電器産業	735
8	東芝	706
9	三菱自動車工業	657
10	スズキ(株)	518
	合計	1兆1,450億円

湖東税理士試算